

八王子市政策連携課長会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市政策会議及び定例会議規則（以下「規則」という。）第13条第3項の規定に基づき、八王子市政策連携課長会議（以下「連携会議」という。）の円滑な運営に必要な事項を定める。

(会議)

第2条 連携会議は、総合経営部長が招集し、経営計画課長が議事の進行及び整理を行うものとする。

(構成)

第3条 連携会議を構成する課長（以下「構成員」という。）は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会議を欠席する構成員は、代理人を会議に出席させなければならない。

3 総合経営部長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(所掌事項)

第4条 連携会議に付議する事案は、次のとおりとする。

(1)定例会議に付議された事案に係る課題等の共有

(2)全庁的に取り組みが必要な事項の報告、周知、説明、調整及び意見交換

(3)その他、総合経営部長が必要と認める事項

(手続)

第5条 構成員は、連携会議に付議する事案があるときは、あらかじめ経営計画課に連絡のうえ、開催日の1週間前までに、その要旨及び資料を添えて総合経営部長に送付するものとする。

(開催)

第6条 総合経営部長は、年度当初に当該年度の連携会議の開催日時を決定し、課長へ通知するものとする。

2 前項の開催日時に変更が生じた場合においては、総合経営部長は、当該変更内容を課長へ通知するものとする。

3 総合経営部長は、連携会議の開催にあたり、事前にその日時及び案件について、これらの会議を構成する者へ通知するものとする。

(部会)

第7条 規則第13条第2項に規定する部会（以下「部会」という。）には、部会長を置き、案件を主管する課長が部会長として議事の進行及び整理を行うものとする。

2 総合経営部長は、部会構成員を招集する。但し、総合経営部長が認めた場合は、部会長が招集することができる。

3 部会長は、部会の経過又は結果を連携会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 連携会議の庶務は、総合経営部経営計画課において処理する。

附 則

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年1月15日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年6月9日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要項は、平成30年10月11日から施行する。
- この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年（2021年）10月18日から施行する。
- この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年（2022年）8月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年（2024年）7月16日から施行する。
- この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年（2025年）8月12日から施行する。

別表

都市戦略課長、経営計画課長、協働推進課長、総務課長、庁舎管理課長、税制課長、防犯課長、市民総務課長、福祉政策課長、健康医療政策課長、子どものしあわせ課長、産業振興推進課長、環境政策課長、都市総務課長、区画整理課長、住宅政策課長、路政課長、会計課長、庶務調査課長、選挙課長、監査事務局長、教育総務課長、生涯学習政策課長
--